

金融円滑化管理方針の概要

当組合は、公共的使命を全うするため、地域社会・地域経済の発展に貢献することを経営理念に掲げ、創意と工夫を活かして、組合員や地域社会の期待・信頼に応え、適切な情報開示を行うとともに、組合員の皆様との対話により金融の円滑化に取り組んでおります。

その取組みに際しては、金融円滑化法、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び組合の経営理念・経営方針に則った、金融円滑化管理方針を定め、以下の管理態勢で全役職員が対応しております。

1. 理事、経営会議の役割・責任態勢の整備・確立
方針及び規程の策定 等
2. 金融円滑化管理責任者の役割・責任
進捗管理等の全般の統括 等
3. 金融円滑化管理統括部（融資部）の役割・責任
情報の集約及び問題点の把握・検証
進捗状況等の統括管理
申込み・相談・苦情への速やかな対応 等
4. 金融円滑化管理担当者の役割・責任
進捗状況等の管理
関係部店との連携
研修計画の策定・実施 等
5. 金融円滑化に関する相談等窓口の設置
内容の記録・報告 等
6. 中小企業等金融円滑化法に基づく開示及び
当局への報告
7. 金融円滑化管理の実施
他の金融機関等との緊密な連携
取引先企業に対する経営相談・経営指導及び
経営改善に向けた取組みへの支援
申込み・相談の対応に際しては、顧客との
これまでの取引関係や顧客の理解、経験、資産
の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明 等

貸付けの条件の変更等の申込みに対する方針

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付けの条件の変更等申込み・相談に対する対応について

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付けの条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

III. 貸付の条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

V. お客様への説明態勢の充実について

VI. 貸付けの条件の変更等の実施状況の公表について

貸付条件の変更等の申込みに対する方針

淡陽信用組合

Ⅰ.. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

Ⅱ.. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

Ⅲ.. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、金融円滑化管理統括部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 金融円滑化管理統括部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 金融円滑化管理統括部において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

Ⅳ.. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

V.. お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

VI.. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

以 上

貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための体制の概要

当組合は、中小企業者及び個人のお客さまから、貸付けの条件の変更等に関する申込みがあった場合は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、申込みに至った背景や事情、事業や収入に関する将来の見通し、財産その他の状況を総合的に勘案し、貸付けの条件を変更させていただくなど、積極的かつ柔軟に対応しております。

また、その対応状況を適切に把握するため、以下のとおり体制を整備しております。

I 相談・申込み受付体制の整備

- (1) 当組合は、以下のお客さまからの相談・申込みに対応するため、本部、各営業店に「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設置しております。

業績不振による受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった中小企業者のお客さま。

勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった住宅資金借入者のお客さま。

〔金融円滑化に関する相談等窓口の概要〕

区分	責任者・担当者	役割
本部	関係部長 (金融円滑化管理担当者)	条件変更対応受付記録簿 記載事項の点検 金融円滑化管理統括部への報告
	関係部職員	相談・申込みの対応(内容の記録) 関係部長への報告
各営業店	営業店長 (金融円滑化管理担当者)	条件変更対応受付記録簿 記載事項の点検 金融円滑化管理統括部への報告
	営業店職員	相談・申込み案件の情報収集 相談・申込みの対応(内容の記録) 営業店長への報告

II.貸付けの条件の変更等に係る案件管理体制の整備

貸付けの条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握・管理するため、本部関係部室及び各営業店に金融円滑化管理の担当理事、責任者及び担当者を配置しております。

区分	担当理事・責任者・担当者	役割
本部	金融円滑化管理担当理事	金融円滑化管理態勢の整備・確立
	融資部長 (金融円滑化管理責任者)	金融円滑化の進捗管理等の全般の統括 理事会等への報告
	融資部 (金融円滑化管理統括部)	金融円滑化に係る情報の集約及び問題点の把握・検証 進捗状況等の統括管理 関係部・各営業店の金融円滑化管理担当者との 連携及び同担当者等への支援 案件の審査 法令等に基づく開示・説明書類の作成及び管理 再発防止の検討・策定
	関係部の役席者 (金融円滑化管理担当者)	所管業務における金融円滑化の進捗状況等の管理 関係部店との連携 他金融機関等との連携
各営業店	営業店長 (金融円滑化管理担当者)	自店における金融円滑化の進捗状況等の管理 関係部・各営業店との連携 他金融機関等との連携 経営再建計画の策定支援のサポート

1.. 相談・申込みに対する管理

- (1) 本部及び各営業店の担当者は、お客さまからお伺いした相談及び希望される貸付けの条件の変更等の内容、申込みに至る経緯、他金融機関を含めた借入状況等を記録しております。
また、金融円滑化管理担当者及び金融円滑化管理統括部は、その記録の内容に不備がないか確認しております。
- (2) 本部及び各営業店の金融円滑化管理担当者は、貸付けの条件の変更等に関する相談・申込みに対し、迅速な検討・回答を行うため、融資部（金融円滑化管理統括部）に貸付けの条件の変更等に係る情報を報告しております。
- (3) 融資部（金融円滑化管理統括部）は、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに対する対応・進捗状況等を一元的に把握・管理しております。
また、関係各部において、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに係る情報を共有化しております。
- (4) 本部及び各営業店の担当者は、貸付けの条件の変更等に関する相談・申込みに対し、誠実に対応するため、お客さまとのこれまでの取引関係やお客さまの理解、経験、資産の状況等に応じて、図面や例示等を用いて適切かつ丁寧に説明しております。
- (5) 受付けた申込みの進捗状況が著しく長期化している等による問題の発生又は発生するおそれがある場合には、金融円滑化管理担当者が直ちに調査を行い、原因を確認しております。
また、融資部（金融円滑化管理統括部）は再発防止策等を検討・策定し、本部及び各営業店の金融円滑化管理担当者を通じて、対応・改善の監督・指導を行っております。

- (6) 本部及び各営業店の担当者は、中小企業者のお客さまが条件変更対応保証制度の利用を希望する場合には、事業の改善又は再生の可能性を説明する文書を作成し、信用保証協会に交付しております。
- (7) 本部及び各営業店の担当者は、中小企業者のお客さまに対し、経営再建計画の策定支援及び見直しの相談を行っております。

2.. 審査中、取下げ、謝絶、実行に対する管理

- (1) 貸付けの条件の変更等に関する申込み及び審査において、お客さまの実情にそぐわない担保・保証の要求、貸付けの条件の提示、金利の引上げ等を行っていないか金融円滑化管理担当者が確認しております。
- (2) 融資部（金融円滑化管理統括部）は、貸付けの条件の変更等に関する申込みの審査において、迅速な回答が困難になった場合には、速やかに金融円滑化管理担当者に報告し、その理由をお客さまに説明しております。
- (3) 貸付けの条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係やお客さまの知識及び経験等を踏まえ、謝絶に至った理由をできる限り速やかに、かつ丁寧に説明しております。また、謝絶に至った理由及びその説明時の状況を可能な限り具体的に記録しております。
- (4) 貸付の条件の変更等の申込みを実行する場合には、その審査結果をお客さまへ伝え、速やかに所定の手続きを行っております。
- (5) 融資部（金融円滑化管理統括部）は、貸付けの条件の変更等の申込みに係る審査中、取下げ、謝絶、実行の事項について、それぞれの貸付けの債権額及び件数の集計・管理を行っております。

3.. 記録の保存、役員等への報告、研修に対する管理

- (1) 貸出条件の変更等の相談・申込みに係る記録の書類は、各営業店が適切に管理、保存しております。
- (2) 金融円滑化管理の状況に関する説明書類の開示及び監督当局に対する報告書類は、融資部（金融円滑化管理統括部）が適正に作成及び管理しております。
- (3) 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、関係部及び各営業店において、貸付けの条件の変更等の相談・申込みに対処するため、融資部（金融円滑化管理統括部）からの対応状況・問題点に関する報告を取りまとめ、定期的又は必要に応じて随時、経営会議等に報告しております。ただし、経営に重大な影響を与えるおそれがある場合又は、顧客の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、速やかに経営会議に報告しております。
- (4) 経営会議は、貸付けの条件の変更等の相談・申込みの対応状況・問題点に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて、金融円滑化管理担当理事及び責任者に改善策を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しております。
- (5) 融資部（金融円滑化管理統括部）は、貸付けの条件の変更等の申込みに対する適切な対応を監督・指導するため、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理に関する研修計画を立案し、直接又は金融円滑化管理担当者を通じて、役職員に対し研修を実施し周知徹底を行っております。

4.. 他金融機関等との連携に対する管理

- (1) 他の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付けの条件の変更等の申込みがあった場合には、各営業店においてが守秘義務に留意し、お客さまの同意された範囲内で、個別の申込み案件毎に、当該金融機関等間で相互に貸付けの条件の変更等に係る情報の確認を適正に行っております。
- (2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた他の金融機関から当該申込みを行ったお客さまの貸付けの条件の変更等に係る情報について照会を受けた場合には、各営業店が守秘義務に留意し、お客さまの同意された範囲内で、個別の申込み案件に係る事項に限り、これに応じております。
- (3) 貸付けの条件の変更等に係る他金融機関との情報の確認内容の記録書類については、お客さまとのトラブルを回避するため、各営業店が適切に管理・保存しております。

苦情相談を適切に行うための体制の概要

苦情相談受付体制の整備

貸付けの1条件の変更等に関する苦情相談に対して誠実かつ適切に対応するため、当組合の本部、各営業店に「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設置し、以下のとおり体制を整備しております。

〔金融円滑化に関する相談等窓口の概要〕

区分	責任者・担当者	役割
本部	関係部長 (金融円滑化管理担当者)	苦情記録簿 記載事項の点検 金融円滑化管理統括部への報告 お客さまの利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反するおそれがある事案に対する関係部・各営業店との協議 再発防止策等の周知、指導
	関係部職員	相談・申込みに係る苦情相談の対応(内容の記録) 関係部長への報告
各営業店	営業店長 (金融円滑化管理担当者)	苦情記録簿 記載事項の点検 金融円滑化管理統括部への報告 お客さまの利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反するおそれがある事案に対する関係部・各営業店との協議 再発防止策等の周知、指導
	営業店職員	相談・申込みに係る苦情相談の対応(内容の記録) 営業店長への報告

- (1) お客さまからの苦情相談をお受けするため、当組合の本部・各営業店に「ご返済等に関するご相談受付窓口」を設置しております。
- (2) 本部及び各営業店の担当者は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談を受けた場合には、苦情記録簿に苦情相談の内容を記録しております。
- (3) 関係部長及び各営業店長は、苦情記録簿を毎営業日点検し、苦情発生都度、業務推進部(お客様相談室)を通じ融資部(金融円滑管理統括部)に報告しております。
- (4) 苦情記録簿は、各営業店及び融資部において、適切に管理・保存しております。
- (5) 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、本部及び各営業店において、誠実かつ適切に苦情相談を解決するため、融資部(金融円滑管理統括部)からの対応状況及び再発防止策等に関する報告を取りまとめ、定期的又は必要に応じて随時、経営会議等に報告しております。
ただし、お客さまの利益を著しく害するおそれがある場合、又は法令等に違反するおそれがある事案については、融資部(金融円滑管理統括部)及びコンプライアンス責任者と協議し、速やかに経営会議に報告しております。

- (6) 経営会議は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談の対応状況及び再発防止策等に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて金融円滑化管理担当理事及び責任者に体制の見直し等を指示し、その対応・改善状況を継続的に検証しております。
- (7) 金融円滑化管理責任者及び融資部(金融円滑化管理統括部)は、申出があった苦情相談について関係部及び各営業店と協力して問題の解決に努めております。
- (8) 融資部(金融円滑化管理統括部)は、貸付けの条件の変更等に係る苦情相談に対して、誠実かつ適切な対応及び再発防止について監督・指導するため、定期的又は必要に応じて随時、金融円滑化管理に関する研修計画を立案し、直接又は金融円滑化管理担当者を通じて、役職員に対し研修を実施し周知徹底を行っております。

債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置（貸付けの条件の変更等）をとった後において、改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合は、貸付けの条件の変更等を行った中小企業者のお客さまの経営再建計画の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営再建計画の見直しの支援及び経営相談・指導等によるコンサルティング機能（各分野の専門家との連携を含む）の発揮や、ビジネスマッチング（しんくみ生活総合センターのあのネットの活用）等、当組合の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでおります。

また、他金融機関、企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携による再生手法を活用するため、以下のとおり体制を整備しております。

区分	責任者・担当者	役割
本部	融資部長 (金融円滑化管理責任者)	経営再建計画の見直しの策定支援及び進捗状況等の全般の統括 経営相談、経営指導の対応状況の統括
	融資部 (金融円滑化管理統括部)	経営再建計画の見直しの策定支援 関係部・各営業店との連携 他金融機関等との連携 経営改善・事業再生支援の取り組み
各営業店	営業店長 (金融円滑化管理担当者)	経営再建計画の見直しの策定支援及び進捗管理 経営相談、経営指導の対応 関係部・各営業店との連携 融資部（金融円滑化管理統括部）への報告
	営業店職員	経営再建計画の見直しの策定支援及び進捗管理 経営相談、経営指導の対応 営業店長への報告

- (1) 融資部（金融円滑化管理統括部）と各営業店が連携して、実現性の高い経営再建計画の策定支援とその後のフォローアップを行なっております。
- (2) 融資部（金融円滑化管理統括部）と各営業店が一体となり、中小企業再生支援協議会等とも連携し経営改善・事業再生支援の取組みを行なっております。
- (3) 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、関係部及び各営業店において、経営改善・再生支援が適切に行われるため、融資部（金融円滑化管理統括部）からの対応状況・問題点に関する報告を取りまとめ、定期的又は必要に応じて随時、経営会議等に報告しております。
ただし、経営に重大な影響を与えるおそれがある場合又は、顧客の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、速やかに経営会議に報告し周知徹底を行なっております。
- (4) 経営会議は、経営改善・再生支援の対応状況・問題点に関する報告を分析・評価のうえ、必要に応じて、金融円滑化管理担当理事及び責任者に改善策をしじし、その対応・改善状況を継続的に検証しております。

(5) 融資部(金融円滑化管理統括部)は、経営改善相談及び再生支援が適切に行われるため、定期的に融資実務研修等により、役職員に対し、目利き能力の向上等を図るために研修を実施し周知徹底を行なっております。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための 臨時措置に関する法律第8条第1項の報告

府令・省令別紙様式第2号中の別表1、別表2、別表3及び別表4に係る報告

金融機関名	淡陽信用組合
金融機関コード	2616
業態	信用組合
地域	近畿

記載上の注意

・この様式は、24年9月期以降の報告から使用します。24年3月期以前の報告については、従前の報告様式をお使いください。

・金融機関名は、「 銀行」、「××信用組合」のように記入（「××信組」のように省略せず）。また、「株式会社」、「（株）」などは記入しないでください。

・業態名は、「主要行等」、「地域銀行」、「その他の銀行」、「信用金庫」、「信用組合」、「労働金庫」、「信農連・信漁連」、「農協・漁協」のいずれかを選択。「その他の銀行」は、主要行等及び地域銀行以外の信託銀行や新たな形態の銀行をいう。

また、信金中央金庫は「信用金庫」、全国信用協同組合連合会は「信用組合」、労働金庫連合会は「労働金庫」、農林中央金庫は「信農連・信漁連」を選択。

・地域名は、所管の財務（支）局名を選択。ただし沖縄総合事務局が所管する金融機関については「沖縄」を、主要行等については「主要行等」を、その他の銀行については「その他の銀行」を選択。

また、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫については「中央機関」を選択。

・数字はすべて半角、カタカナは全角で記入。実績がない場合は、空欄にせず、「0」を記入。

・自動集計の関係上、シートの名前は変更しないでください。また、リンク等は使用しないでください。

・ファイルの名前は、「時点_金融機関コード_ 銀行_法定報告」のように変更してください。例えば、平成24年9月期の報告であれば、「2409_0001_〇〇銀行_法定報告」となります。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

金融機関名 **東陽信用組合**
 金融機関コード **2616**
 業態 **信用組合**
 地域 **近畿**

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,188	6,177	11,163	14,151	17,893	22,218	27,815	31,774	37,534	41,787	47,500	51,565	56,450	59,939		
うち、実行に係る貸付債権の額	1,811	5,517	10,372	13,610	17,359	21,770	26,408	31,077	36,845	41,010	46,371	50,059	55,586	58,833		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	24	176	195	199	234	238	316	347	375	375	375	379	392		
うち、審査中の貸付債権の額	366	590	536	267	252	121	1,069	271	206	209	548	896	250	449		
うち、取下げに係る貸付債権の額	9	45	76	76	82	90	97	109	135	193	206	235	235	265		

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

金融機関名
 金融機関コード
 業態
 地域

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	147	571	929	1,225	1,571	1,948	2,301	2,661	3,044	3,398	3,769	4,096	4,475	4,802		
うち、実行に係る貸付債権の数	107	505	853	1,154	1,491	1,876	2,206	2,558	2,941	3,299	3,649	3,977	4,351	4,683		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	14	18	20	25	27	32	38	41	41	41	43	44		
うち、審査中の貸付債権の数	39	52	41	32	36	20	38	37	26	17	34	30	33	24		
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	13	21	21	24	27	30	34	39	41	45	48	48	51		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

金融機関名 **茨陽信用組合**
 金融機関コード **2616**
 業態 **信用組合**
 地域 **近畿**

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	49	260	383	502	570	731	795	854	920	1,056	1,182	1,256	1,329	1,426		
うち、実行に係る貸付債権の額	25	197	313	461	521	683	737	789	847	1,000	1,107	1,204	1,267	1,375		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11		
うち、審査中の貸付債権の額	23	59	28	0	0	0	10	17	25	8	26	0	11	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	3	29	29	36	36	36	36	36	36	36	40	40	40		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

金融機関名 **太陽信用組合**
 金融機関コード **2616**
 業態 **信用組合**
 地域 **近畿**

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	5	27	36	44	50	63	70	75	83	97	110	118	126	137		
うち、実行に係る貸付債権の数	3	21	29	40	45	58	63	69	77	91	104	112	119	131		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
うち、審査中の貸付債権の数	2	5	3	0	0	0	2	1	1	1	1	0	1	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	1	3	3	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5		

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための 臨時措置に関する法律の施行に伴う追加的な報告

金融機関名	淡陽信用組合
金融機関コード	2616
業態	信用組合
地域	近畿

記載上の注意

・この様式は、24年9月期以降の報告から使用します。24年3月期以前の報告については、従前の報告様式をお使いください。

・金融機関名は、「銀行」、「××信用組合」のように記入（「××信組」のように省略せず）。また、「株式会社」、「(株)」などは記入しないでください。

・業態名は、「主要行等」、「地域銀行」、「その他の銀行」、「信用金庫」、「信用組合」、「労働金庫」、「信農連・信漁連」、「農協・漁協」のいずれかを選択。「その他の銀行」は、主要行等及び地域銀行以外の信託銀行や新たな形態の銀行をいう。

また、信金中央金庫は「信用金庫」、全国信用協同組合連合会は「信用組合」、労働金庫連合会は「労働金庫」、農林中央金庫は「信農連・信漁連」を選択。

・地域名は、所管の財務(支)局名を選択。ただし沖縄総合事務局が所管する金融機関については「沖縄」を、主要行等については「主要行等」を、その他の銀行については「その他の銀行」を選択。

また、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫については「中央機関」を選択。

・数字はすべて半角、カタカナは全角で記入。実績がない場合は、空欄にせず、「0」を記入。

・自動集計の関係上、シートの名前は変更しないでください。また、リンク等は使用しないでください。

・ファイルの名前は、「時点_金融機関コード_銀行_追加的報告」のように変更してください。例えば、平成24年9月期の報告であれば、「2409_0001_〇〇銀行_追加的報告」となります。

注記欄(注記すべき事項がある場合にご記入ください)

追加的報告 貸付けの条件の変更等(金利減免等を含む)の実施状況

金融機関名 淡陽信用組合 業態 信用組合
 金融機関コード 2616 地域 近畿

(債務者が中小企業者である場合)

金額

(単位:百万円)

	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	47,500	51,565	56,450	59,939		
うち、実行に係る貸付債権の額	46,371	50,059	55,586	58,833		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	375	375	379	392		
うち、審査中の貸付債権の額	548	896	250	449		
うち、取下げに係る貸付債権の額	206	235	235	265		

件数

(単位:件)

	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3,769	4,096	4,475	4,802		
うち、実行に係る貸付債権の数	3,649	3,977	4,351	4,683		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	41	41	43	44		
うち、審査中の貸付債権の数	34	30	33	24		
うち、取下げに係る貸付債権の数	45	48	48	51		

(債務者が住宅資金借入者である場合)

金額

(単位:百万円)

	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	1,182	1,256	1,329	1,426		
うち、実行に係る貸付債権の額	1,107	1,204	1,267	1,375		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	11	11	11	11		
うち、審査中の貸付債権の額	26	0	11	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	36	40	40	40		

件数

(単位:件)

	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	110	118	126	137		
うち、実行に係る貸付債権の数	104	112	119	131		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1		
うち、審査中の貸付債権の数	1	0	1	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	5	5	5		

(注1)本表における「貸付けの条件の変更等(金利減免等を含む)」は、法定報告における「貸付けの条件の変更等」に、債権放棄、金利減免、その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置を加えたもの。

(注2)本表の各欄には、平成24年3月末までの法定報告における「貸付けの条件の変更等」の実績に、平成24年4月以降の「貸付けの条件の変更等(金利減免等を含む)」の実績を加えたものを記載。
 法定報告(別表1-4)と本報告の各時点における実績の差は、平成24年4月以降に金利減免等のみの申込み等が行われた金額・件数となる。

追加的報告 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権のうち、信用保証協会等による債務の保証を受けていたもの

金融機関名 淡陽信用組合
 金融機関コード 2616

業態 信用組合
 地域 近畿

金額

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた信用保証協会等による保証付貸付債権のうち、実行に係る貸付債権の額	371	2,110	3,471	4,769	5,836	7,665	8,780	10,183	11,454	13,115	14,140	15,824	17,468	18,989		
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた信用保証協会等による保証付貸付債権のうち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	99	118	122	131	135	170	145	223	223	223	227	240		

件数

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた信用保証協会等による保証付貸付債権のうち、実行に係る貸付債権の数	39	240	377	524	673	873	1,002	1,164	1,324	1,494	1,620	1,787	1,955	2,121		
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた信用保証協会等による保証付貸付債権のうち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	7	11	13	16	18	22	26	29	29	29	31	32		

(注) 本表における「貸付けの条件の変更等」は法定報告の定義と同じ。

追加的報告 - 1 貸付けの条件の変更等(金利減免等を含む)の申込みの取下げ・謝絶をした事案の概要 (債務者が中小企業者である場合)

金融機関名 淡陽信用組合

業態 信用組合

金融機関コード 2616

地域 近畿

取下げ

(単位:件)

期間	件数	貸付けの条件の変更等の申込み内容の類型							債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由					
		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6
24年4月～24年6月	4	4	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0
24年7月～24年9月	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
24年10月～24年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25年1月～25年3月	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1

謝絶

(単位:件)

期間	件数	貸付けの条件の変更等の申込み内容の類型							債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由								
		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	8	9
24年4月～24年6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24年7月～24年9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24年10月～24年12月	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
25年1月～25年3月	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

(注) 本表における「貸付けの条件の変更等(金利減免等を含む)」は、法定報告における「貸付けの条件の変更等」に、債権放棄、金利減免を加えたもの。

記載上の注意事項

各期間において「取下げ」及び「謝絶」を行った債権について、下記の「申込み内容の種類」及び「理由の種類」の件数をそれぞれ記載

取下げ

申込み内容の種類(一の債権について複数の種類の条件変更の申込みを同時に受け付けた場合は、複数回答)

- 1 元本の返済猶予又は返済期限の延長
- 2 旧債の借換え
- 3 中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの(DES)
- 4 代物弁済の受領
- 5 利息の支払猶予
- 6 金利減免
- 7 債権放棄

債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の種類

- 1 債務の弁済に目途が立った場合
- 2 債務者に事業継続の意思がなく、申込みを取り下げた場合(下記3の場合を除く。)
- 3 法的破綻の場合(破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定)
- 4 私的整理を行うため、申込みを取り下げた場合
- 5 債務者に理由を照会したものの、回答が得られなかった場合
- 6 その他(上記1から5のいずれにも該当しなかったもの。)

謝絶

申込み内容の種類(一の債権について複数の種類の条件変更の申込みを同時に受け付けた場合は、複数回答)

- 1 元本の返済猶予又は返済期限の延長
- 2 旧債の借換え
- 3 中小企業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの(DES)
- 4 代物弁済の受領
- 5 利息の支払猶予
- 6 金利減免
- 7 債権放棄

貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の種類

- 1 事業についての改善又は再生の可能性が低いと判断した場合
- 2 事業についての改善又は再生の見込みはあるものの、信用保証協会等が債務の保証を応諾しないと判断した場合
- 3 事業についての改善又は再生の見込みはあるものの、他の金融機関との連携が不調となった場合
- 4 債務者が反社会的勢力である場合又はその疑いがある場合
- 5 債務者の協力が得られない場合(債務者から信頼できる財務情報の提供が得られない場合や債務者と連絡がとれない場合を含む。)
- 6 事業再生ADR、企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会の再生手続に時間を要しており、申込日から3ヶ月経過した場合
- 7 追加保証料等の支払いが滞るなど、信用保証協会等との調整に時間がかかり、申込日から3ヶ月経過した場合
- 8 上記以外の場合で、申込日から3ヶ月経過して謝絶とみなされた場合
- 9 その他(上記1から8のいずれにも該当しなかったもの。)

追加的報告 - 2 貸付けの条件の変更等(金利減免等を含む)の申込みの取下げ・謝絶をした事案の概要 (債務者が住宅資金借入者である場合)

金融機関名 淡陽信用組合
 金融機関コード 2616

業態 信用組合
 地域 近畿

取下げ

(単位:件)

期間	件数	貸付けの条件の変更等の申込み内容の概要						債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	
24年4月～24年6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24年7月～24年9月	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
24年10月～24年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25年1月～25年3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

謝絶

(単位:件)

期間	件数	貸付けの条件の変更等の申込み内容の類型						債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由						
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	
24年4月～24年6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24年7月～24年9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24年10月～24年12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25年1月～25年3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 本表における「貸付けの条件の変更等(金利減免等を含む)」は、法定報告における「貸付けの条件の変更等」に、債権放棄、金利減免を加えたもの。

記載上の注意事項

各期間において「取下げ」及び「謝絶」を行った債権について、下記の「申込み内容の種類」及び「理由の種類」の件数をそれぞれ記載

取下げ

申込み内容の種類（一の債権について複数の種類の条件変更の申込みを同時に受け付けた場合は、複数回答）

- 1 元本の返済猶予又は返済期限の延長
- 2 旧債の借換え
- 3 代物弁済の受領
- 4 利息の支払猶予
- 5 金利減免
- 6 債権放棄

債務者が貸付けの条件の変更等の申込みの取下げをした主たる理由の種類

- 1 債務の弁済に目途が立った場合
- 2 債務者に返済の意思がなく、申込みを取り下げた場合（下記3の場合を除く。）
- 3 法的破綻の場合
- 4 債務者に理由を照会したものの、回答が得られなかった場合
- 5 その他（上記1から4に該当しなかったもの。）

謝絶

申込み内容の種類（一の債権について複数の種類の条件変更の申込みを同時に受け付けた場合は、複数回答）

- 1 元本の返済猶予又は返済期限の延長
- 2 旧債の借換え
- 3 代物弁済の受領
- 4 利息の支払猶予
- 5 金利減免
- 6 債権放棄

貸付けの条件の変更等の申込みの謝絶をした主たる理由の種類

- 1 貸付けの条件の変更等を行ったとしても、債務の弁済の目途がたたない場合
- 2 保証会社が債務の保証を応諾しないと判断した場合
- 3 債務者が反社会的勢力である場合又はその疑いがある場合
- 4 債務者の協力が得られない場合（債務者から信頼できる財務及び収入の状況に係る情報の提供が得られない場合や債務者と連絡がとれない場合を含む。）
- 5 上記以外で、申込日から3ヶ月経過して謝絶とみなされた場合
- 6 その他（上記1から5に該当しなかったもの。）

追加的報告 実行した貸付条件の変更()の内訳

金融機関名	淡陽信用組合	業態	信用組合
金融機関コード	2616	地域	近畿

平成 25年 3月までの累積

【中小企業者向け】

(金額)

(単位:百万円)

元本返済猶予 返済期限の延長	旧債の借換え	DES	代物弁済の受入れ	金利支払猶予	債権放棄 (注3)		金利減免	その他
					債権の全体額	放棄した額		
58,523	307	0	0	0	0	0	0	0

(件数)

(単位:件)

元本の返済猶予 返済期限の延長	旧債の借換え	DES	代物弁済の受入れ	金利支払猶予	債権放棄	金利減免	その他
4,615	68	0	0	0	0	0	0

【住宅資金借入者向け】

(金額)

(単位:百万円)

元本返済猶予 返済期限の延長	旧債の借換え	代物弁済の受入れ	金利支払猶予	債権放棄 (注3)		金利減免	その他
				債権の全体額	放棄した額		
1,373	0	0	0	0	0	0	0

(件数)

(単位:件)

元本返済猶予 返済期限の延長	旧債の借換え	代物弁済の受入れ	金利支払猶予	債権放棄	金利減免	その他
131	0	0	0	0	0	0

() 法定報告における「貸付けの条件の変更等」に加えて、債権放棄、金利減免、その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置について記入。

(注1) 申込み時点の債権の額を計上。

(注2) 一の債権について複数の種類の条件変更を実行した場合は、それぞれの欄に計上。

(例えば100万円の債権に対し、返済期限の延長と利息の支払い猶予を同時に行った場合、それぞれの欄に100万円 / 1件と記入)

(注3) 債権放棄の場合は、申込み時の債権の額全体(元本)とともに、債権放棄した額を記載。

(注4) 元本の返済猶予等が、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は、「旧債の借換え」に計上。この場合、「返済期限の延長」に重複計上しないでください。

追加的報告 貸付条件の変更等の実行先への新規融資状況(中小企業者向け)

金融機関名 **淡陽信用組合**
 金融機関コード **2616**

業態 **信用組合**
 地域 **近畿**

(債務者数)

(先)

	条件変更を実行した債務者数	(A)のうち、 新規融資の申込みをした債務者数	(B)のうち、 新規融資を実行した債務者数
	(A)	(B)	(b)
報告対象期間	488	71	68

(金額)

(百万円)

	新規融資の申込みがあった額	(C)のうち、 新規融資を実行した額
	(C)	(c)
報告対象期間	1,885	1,811

()「条件変更を実行した債務者数(A)」は、平成24年4月以後、法定開示・報告の対象である「貸付けの条件の変更等」を行ったものをいう(したがって、正常な運転資金を供給することを目的として、短期的な貸付けにより、同一条件で継続的かつ反復して行われている場合は含まれない。また、金利減免や債権放棄、その他の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置は除く。)

(注1)各欄には、平成24年4月1日以降の貸付条件の変更等を行った債務者に対する新規融資の対応状況の累積実績(債務者数・金額)を記載。

(注2)「報告対象期間」とは、平成24年4月から各報告時点(平成24年9月末、平成25年3月末)までを指す。

(注3)「新規融資」とは、中小企業者の業容拡大や事業運営等のために行う「新規の信用供与」を指し、「折り返し融資」や「手貸の書換継続」等も含める。ただし「折り返し融資」や「手貸の書換継続」等の場合において、上乗せ融資相当額がない場合には、「新規融資」したものとみなさない。

また、当座貸越などで極度額を設定している場合における極度内増額実行や、手形の割引については新規融資に含めない。

(注4)同一債務者に対して、複数回、条件変更を実行している場合でも、実行した債務者数は「1」とする(新規融資の申込み及び実行も同様に数える。)

また、一債務者の一部の債権の条件変更(又は新規融資)を実行した場合、他の債権についての条件変更の申込み(又は新規融資の申込み)を謝絶又取下げされていたとしても、実行とみなす。

(例1)債務者Aに対する2つの債権について、1つ目の債権は平成24年5月に、2つ目の債権は平成24年10月に条件変更の申込みがあり、それぞれ実行した場合
 平成24年9月の報告で、(A)欄を「1」カウント(平成25年3月の報告ではカウントしない。)

(例2)債務者Dに対する4つの債権について、2つの債権の条件変更を行い、2つの債権を謝絶した場合 条件変更実行を「1」カウント

(例3)債務者Eに対して、1度は新規融資の申込みを謝絶、その後、新規融資を実行した場合 新規融資の申込みを「1」カウント後、新規融資を実行した時点で実行を「1」カウント

(例4)平成24年6月に条件変更の申込みがあり実行した債務者Fに対して、平成24年の7月に新規融資を謝絶し、平成24年12月に新規融資を実行した場合

平成24年9月の報告で、(A)欄及び(B)欄についてそれぞれ「1」カウントし、平成25年3月の報告で、(b)欄を「1」カウント。

(注5)折り返し融資等を含む「新規の信用供与」については、「新規融資の申込みがあった額」(C)及び「新規融資を実行した額」(c)の欄に、上乗せ融資相当額を記載。また、新規融資の申込みが複数回あった場合、若しくは新規融資を複数回実行している場合、新規融資の金額欄には、その総額を記載。

追加的報告 条件変更等を行った債務者の実抜計画の策定状況等(中小企業者向け)

金融機関名 淡陽信用組合
 金融機関コード 2616

業態 信用組合
 地域 近畿

債務者数

	平成24年3月末時点で条件変更等を行っている先	(A)のうち、平成24年4月以降に条件変更等(再リスケ等)を行った先	(A)のうち、各期末時点で債務者区分が正常先となっている先	(A)のうち、各期末時点で債務者区分がその他要注意先となっている先	(D)のうち、各期末時点で実抜計画が策定されている先	(D)のうち、各期末時点で条件変更時から1年以内に実抜計画を策定する見込みがあるとされている先	(A)のうち、各期末時点で債務者区分が要管理先以下となっている先	(A)のうち、各期末時点で貸付を行っていない先	(H)のうち、各期末時点で法的整理・私的整理された先	(H)のうち、各期末時点で債権の売却を行った先
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
平成24年3月末	654		316	216	100	12	122			
平成24年9月末		259	311	215	100	12	118	10	0	0
平成25年3月末		405	312	188	92	4	139	15	0	0

(参考) 各期末時点のすべての中小企業貸出先
(K)
4677
4417

(注1)「平成24年3月末時点で条件変更等を行っている先」には、法施行後から平成24年3月末までに一度以上条件変更等を行った先かつ平成24年3月末時点で貸付を行っている先を計上(債務の完済等で取引がなくなった先は計上しない)。
 (注2)「各期末時点」とは、平成24年3月末及び平成24年4月以降の各報告時点(平成24年9月末、平成25年3月末)までを指す。
 (注3)条件変更等から1年以内となっているものについて、震災特例措置の適用対象の場合は、特例措置を踏まえた期間内とする。
 (注4)(K)欄における「中小企業」とは、中小企業金融円滑化法第二条第二項に示されている「中小企業者」。ただし、金融機関内で中小企業等協同組合法等、別の定義で中小企業を管理している場合は、その定義を用いても差し支えない。
 (注5)破綻申請を行ったものの貸出残高が残っているものについては、「破綻先」として債務者区分が「要管理先以下」の(G)欄に計上する。
 (注6)(K)欄について、銀行以外の金融機関は、平成24年9月末時点の先数は記載不要。
 (注7)合併、分割等により、債務者区分の判別が困難な場合は、「貸付を行っていない先」に分類しても構わない。

追加的報告 中小企業者に対する事業再生支援の取組状況

金融機関名 淡陽信用組合
 金融機関コード 2616

業態 信用組合
 地域 近畿

債務者数

		(先)		
		平成24年3月末	平成24年9月末	平成25年3月末
事業再生支援に取組み中の先(注2)		1	1	2
うちDDSの活用を検討している先(注4)		0	0	0
うちDESの活用を検討している先(注4)		0	0	0
うち債権放棄を検討している先(注3)(注4)		0	0	0
うち新規で事業再生支援に取り組むこととした先(注5)			平成24年4月～平成24年9月	平成24年10月～平成25年3月
うちDDSの活用を検討している先(注4)			0	1
うちDESの活用を検討している先(注4)			0	0
うち債権放棄を検討している先(注4)(注5)			0	0
		平成23年4月～平成24年3月	平成24年4月～平成24年9月	平成24年10月～平成25年3月
事業再生支援に係る具体的な方策を開始・実行した先(注6)		0	0 (0)	1 (0)
うちDDSを実施した先(注4)		0	0 (0)	0 (0)
うちDESを実施した先(注4)		0	0 (0)	0 (0)
うち債権放棄を実施した先(注3)(注4)		0	0 (0)	0 (0)

上記取組みの具体的な内容(注7)

- (注1) 事業再生支援の取組みについては、他金融機関主導で進められている取組みであっても、当金融機関も積極的に関与している場合には、当該取組みについても計上する。
- (注2) 「事業再生支援に取組み中の先」とは、例えば以下のような取組みを行っている先をいう。
 ・事業再生支援を行うにあたり、企業再生支援機構・東日本大震災事業者再生支援機構・被災地各県における産業復興機構の活用を検討している先
 ・中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与している先
 ・事業再生支援を行うにあたり、企業再生ファンドの活用を検討している先
 ・「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再生計画の策定に関与している先
 ・プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)()及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与している先
 ()再生型法的整理(民事再生法、会社更生法等)において議決権を行使するに過ぎない場合は含まれない。
 ・事業再生ADRの活用を検討している先
 ・上記に準ずる金融機関独自の取組み(DDS・DESの活用や債権放棄を伴う再生支援を検討している先のほか、例えば、経営に関する形で人的派遣による事業再生支援(外部専門家や外部機関等と連携して行う場合も含む)を検討している先や、外部専門家や外部機関等と連携し事業再生のための方策を含む計画の策定を支援している先など)
- (注3) 企業再生ファンド等へ債権を売却する場合を含む。
- (注4) うち書きについては、複数の手法を活用している場合は、それぞれに計上すること。
- (注5) 「新規で事業再生支援に取り組むこととした先」とは、当該期間において金融機関が新たに、債務者との間で事業再生のための基本的な方針・方策や、当該方針・方策を含む再生計画の策定の必要性について、認識を共有した先をいう。
- (注6) 「事業再生支援に係る具体的な方策を開始・実行した先」とは、事業再生のための具体的な方策を含む経営再建計画に着手・実行した先をいう。
- (注7) 上記「事業再生支援に取組中の先」及び「事業再生支援に係る具体的な方策を開始・実行した先」に計上した取組の内容について、(注2)を参考に、各金融機関において簡潔に記載すること。
- (注8) 「中小企業」とは、中小企業金融円滑化法第二条第二項に示されている「中小企業者」。ただし、金融機関内で中小企業等協同組合法等、別の定義で中小企業を管理している場合は、その定義を用いても差し支えない。
- (注9) 「H24.4～H24.9」及び「H24.10～H25.3」の期において、「事業再生支援に係る具体的な方策を開始・実行した先」に計上した先のうち、「同一の期中に、新規で事業再生支援に取り組むこととし、具体的な方策も開始・実行した先」がある場合には、その数を括弧内に記載すること。